

帝京科学大学内部質保証に関する方針

平成30年1月1日
学 長 裁 定

1. 基本姿勢

帝京科学大学（以下「本学」という。）は、本学の建学の精神・基本理念及び社会的使命に基づき、教育・研究の充実と学生の成長に資するために、自らの責任において大学の質を自律的に保証する体制を整え、教育・研究が適切な水準にあることを説明し、恒常的・継続的に質の向上を図る。

2. 組織・体制

「帝京科学大学自己点検・評価実施規程」に基づき、学長を委員長とする「帝京科学大学自己点検・評価委員会」（以下「委員会」という。）を設け、委員会のもとに総括委員会及び部会を置く。

3. 自己点検・評価の実施

- (1) 委員会は、委員会の定めた点検・評価項目に基づいて、自己点検・評価を実施し、その結果を各学部等の教育研究組織及び事務組織各部署の取組みに適切に反映させることによって、本学の改革・改善を着実に推進する。
- (2) 自己点検・評価に当たっては、日本高等教育評価機構の評価基準を基に、本学の中期目標・計画と連動させ、本学の特色・独自性を生かすことに努める。自己点検・評価は、本学のIR機能を高め、客観的なデータ、資料等に基づき行うとともに、第三者の視点を取り入れ、内部質保証を向上させる。

4. 教職員個人の自律的な取組

組織的なFD・SDやニューズレターの発行等を通じて、内部質保証の意識の全学への浸透を図り、教職員個人がそれぞれ質保証の担い手であることを自覚し、恒常的・継続的に自己点検・評価を行い、PDCAサイクルによる改革・改善に努める。

5. 自己点検・評価報告書の作成と公表

委員会は、自己点検・評価報告書を作成し学内に周知するとともに、本学ホームページを通じて、広く社会に向けて公表する。